

権利侵害申立てに関する委員会決定

申立人 (有) A
B
C
被申立人 株式会社TBSテレビ

苦情の対象となった番組

『報道特集NEXT』(毎週土曜日午後5時30分～6時50分)

放送日時

2009年4月11日

特集「車イスの少女が入学できない訳」19分20秒

2009年11月7日

特集「Dさん入学...豊かな教育」24分10秒

本決定の概要と構成

(決定の概要)

TBSテレビ(以下「被申立人」という)は、報道番組『報道特集NEXT』において、2009年4月11日に特集「車イスの少女が入学できない訳」を、2009年11月7日に特集「Dさん入学...豊かな教育」を放送した。これらの番組は、普通小学校に通うことができた少女がなぜ普通中学校に通うことができないのかという企画意図に基づくものであったが、番組中、(有)A(以下「A」という)の代表者であるB氏、同社員であるC氏(以下三者をあわせて「申立人ら」という)が少女に機能訓練を行う映像が放送された。この映像は少女の両親が撮影したものであった。

申立人らは、4月11日の放送については、事前にB氏C氏両名の肖像を使用することについて被申立人が了解を得ておらず肖像権侵害にあたることとしたほか、申立人らの名誉、財産権(特許技術)、著作権、営業権を侵害したものと主張した。11月7日の放送については、放送前に被申立人から連絡があり一応の許諾を与えたものの、その後許諾を与えた前提に反する対応があったことから、結局、B氏C氏両名の肖像権、

申立人らの名誉、財産権（特許技術）、著作権、営業権を侵害したものであり、いずれの放送も申立人らの活動を曲解させ、または、不法な説明があり、申立人らの活動を阻害するもので、申立人らの被申立人に対する善意を踏みにじるものであるとして、申立てに及んだ。

放送と人権等権利に関する委員会（以下「委員会」という）は審理の結果、以下の理由により、本件放送内容については名誉、肖像権等の権利侵害はなく、また、放送倫理違反にあたる点も認められないと判断した。

まず、B氏C氏兩名の肖像の使用については、4月11日の放送については事後の承諾が与えられており、11月7日の放送については事前の承諾が与えられているので、いずれも肖像権の侵害があったとはいえない。また、放送において視聴者に申立人らの活動を曲解させるような内容や不法な説明があり、そのことによって申立人らの活動を阻害した事実は認められず、そのほか、申立人らとの対応のうえで、被申立人において申立人らの善意を踏みにじる行為があったとする点もこれを認めることができなかった。

ただし、被申立人においては肖像にかかわる権利処理について軽率なところがあり、その点において報道される側に対する配慮に欠けた部分があったと考えるので、この点については、今後の放送の糧として欲しい。

なお、財産権（特許技術）、営業権に関わる部分については、委員会の審理の対象とはならないので判断しない。

（決定の構成）

本決定は以下の構成をとっている。

事案の内容と経緯

- 1．申立てに至る経緯
- 2．放送内容の概要
- 3．申立人の申立ての要旨
- 4．被申立人の答弁の要旨

委員会の判断

- 1．申立ての要旨（1）について
- 2．申立ての要旨（2）について
- 3．申立ての要旨（3）について
- 4．申立ての要旨（4）について

結論

審理経過

事案の内容と経緯

1. 申立てに至る経緯

申立人らが申立てを行うまでの経緯は、申立書、答弁書、反論書、再答弁書、ヒアリングの結果等によると以下のとおりである。

A、B氏、C氏は、Aにおいて主にハンディキャップのある人たちを対象に、その克服のための機能訓練を行っている。

2009年4月11日、申立人B氏C氏両名は、A会員であるDさん（以下「少女」という）を取り上げた同日夕方の被申立人の『報道特集NEXT』を見た。番組では、B氏C氏両名が少女に機能訓練を行っている映像が無断で使用されており、また、申立人らの行う訓練を「リハビリ」と呼称していたことから、理学療法士であるC氏が法律違反に問われかねないと申立人側は懸念した。

そこで申立人らは被申立人に対し、4月13日、申立人ら映像の無断使用と「リハビリ」という言葉の使用などについて抗議の電話をした。この電話を受けて4月15日、被申立人の番組担当者2名が申立人らを訪問し、少女の両親から借り受けたビデオ映像の中にあつたB氏C氏両名の映像や音声を、事前に了解を得ずに使用した点について申立人らに謝罪した。

申立人らはその場で被申立人側に、「本件放送内容は申立人らの活動を曲解させ、申立人らの財産権や著作権を侵害している。『リハビリ』という言葉の使用は法律にも抵触し、理学療法士である申立人らの1人に悪い影響を及ぼす可能性も否定できない。訂正の放送などを行うこと」を要望した。

これに対し被申立人は、少女のことは今後も継続して取材し放送していくので、その中で必要な訂正をするなどと対応した。申立人らによると、「そこで申立人らは、申立人らの理念や活動を正確に伝えることを要望し、今後の経過を見守ることにした」とのことである。

その後、被申立人担当者から申立人側に対し、遅くとも11月5日に、11月7日の放送で機能訓練の映像を使用したいという申し入れがあつた。その際、少女の訓練を「機能訓練」と表記するという話だったので、「A・〇〇〇・生体機能法」という正式な名称を使用するように申立人側は要望した。しかし被申立人側はその表記を断り、この件をめぐって電話やファクシミリで数回のやりとりがあつた。最終的に申立人側は、不本意ながらも被申立人側から提案された「機能訓練(A〇〇〇法)」と表記することを承諾した。

2010年1月15日、申立人側は被申立人側に「お礼と企画案」と題したファクシミリを送った。申立人らによると、A会員から「被申立人がハンディキャップのある出演者を探していると少女の親が言っている」という噂を耳にし、ちょうど指導を

始めたばかりの会員がいたことから、機能訓練の過程を追跡取材するのに適していると考えて企画を提案したとのことである。

被申立人としては、企画の採否は被申立人において判断することであり、それまでの経緯とは別の問題と考えてこれに返事をしなかった。約1か月が経過した2月17日に、申立人側から被申立人に電話を入れたところ、被申立人からは申立人側の企画案は採用しないとの返事であった。

申立人らは、前年4月15日に謝罪を受け入れる条件として出したと認識していた「放送で申立人らの理念や活動を正確に伝える」ということがまだ履行されていないと考えたので、それについて被申立人にただした。これに対し、被申立人からの回答は、前年11月7日放送で訂正と謝罪は終わったと考えているというものであった。申立人らはこれに抗議をしたが受け入れられず、その後も数回被申立人に電話を入れたが結論は変わらなかった。

申立人らは申立書を3月19日付けで委員会に提出した。

2. 放送内容の概要

(1) 2009年4月11日放送 特集「車イスの少女が入学できない訳」(以下「4月11日の放送」という)

番組の田丸美寿々キャスターが、「今日の注目コーナー」として、小学校の同級生とともに地元の中学校に入学することを希望しながら拒まれた少女にスポットを当ててVTR映像に入る。

< VTR映像 >

母親の押す車イスに乗った少女が登場する。少女は今春(2009年)奈良県の町立普通小学校を卒業したが、町立普通中学校への入学を拒まれている。階段があって危険だというのがその理由である。階段のある普通小学校を卒業しながら、なぜ他の卒業生と同じように普通中学校に入学することができないのか。本番組は、その問題提起から始まる。

画面は一転して誕生間もない乳児の映像となる。1996年、低体重で生まれた少女は、生後9か月で脳性マヒであることがわかった。そしてそれからの「少女と両親の長い闘い」として、「3歳から1日最低2時間、9年間にわたって続けている」という「リハビリ」の様子が伝えられる(訓練士に頭を押さえられて泣き声を上げる少女など3シーン、計約22秒)。

続いて小学生時代の少女の生活が伝えられる。階段にスロープをつけるなど小学校が行ってきたさまざまな工夫が紹介された後、8歳の誕生日に夢を語る姿、機能訓練を受けるために電車で京都に向かう「憂鬱そうな」様子、そして機能訓練での成長と成果を表す映像(泣かずに耐えて時に笑顔も見せる様子など計約48秒)が

流れる。両親や小学校校長へのインタビューを織り交ぜながら、多くの人々の支えで少女が普通小学校を卒業したことが伝えられる。

にもかかわらず、なぜ、普通中学校への入学を拒まれているのか。小学校とは事情が異なり、危険であるため「養護学校」(特別支援学校)に通うべき、という教育委員会の見解が示される。障害児が普通学校に通えるのは「認定就学者」として例外的に認められた場合のみであり、それには受け入れ先の学校の施設が整備されていることが必要という法律面からの説明も行われるが、国がエレベーター設置を条件としているわけではないことも、文部科学省職員へのインタビューで示される。

続いて「約10回にも及ぶ」という少女の両親と教育委員会との話し合いの様子が伝えられる。「命の保障ができない」という教育委員会に対し、「誓約書を書く」という父親。「誓約書など法的効力はない、少女の身体機能が回復したら受け入れる」と返す教育委員会。それに対して切々と訴える母親の声が、懸命に機能訓練に励む少女の映像(計約12秒)とともに流れる。

そして入学式前夜から入学式当日までの様子が伝えられる。両親も出席した少女の入学について話し合うための緊急保護者会、翌日の入学式、入学を許可されずに自宅で思いを綴る少女。「養護学校」入学が望ましいと進言した専門家と少女の父親のそれぞれの考えが紹介された後、友人と一緒に入学式に出られなかったのは残念だったが、多くの人が応援してくれていることがわかって嬉しい、と話す少女の声が出てVTR映像部分は終了する。

<スタジオ部分>

少女が機能訓練に励んでいる映像などが映るモニターを背景としたスタジオで、田丸キャスターと久保田アナウンサーの会話が交わされる。田丸キャスターが、少女の安全はもちろん大事だが少女とともに学ぶことで他の生徒に与える教育効果もあること、義務教育の場がバリアフリーの考え方の流れから取り残されていることなどを述べ、双方の歩み寄りを期待するという言葉で本コーナーは終了する。

(2) 11月7日放送 特集「Dさん入学...豊かな教育」(以下「11月7日の放送」という)

母親に抱えられて自動車から車イスに移動する少女の映像に続いて、スタジオから田丸キャスターが「皆さんはこの少女のことを覚えていらっしゃいますか」と呼びかける。そして本番組ではこれまで2回ほど少女が直面した問題を取り上げてきたこと、地元中学校へ入学した少女のその後を取材したことを伝え、VTR映像に入る。

<VTR映像>

2009年6月、少女が入学を希望している中学校を視察する奈良地方裁判所裁

判官一行の映像が流れる。階段があって危険という理由で少女の中学校入学を拒絶した教育委員会を相手に少女の両親が提訴したため、裁判所による視察が行われているのである。「小学校の同級生と一緒に中学校に通いたいという少女の願いは裁判所に委ねられていた」とのナレーションが入る。

画面は一転して生後間もない乳児の映像となる。そして、生後9か月で脳性マヒとわかってから小学校卒業までの両親と少女の「闘い」の日々の様子と、少女の成長の過程が伝えられる。まず、「1日2時間、9年間にわたって毎日欠かさず行ってきた」という「機能訓練」(計約44秒)の様子、続いて小学校での生活ぶり、そして同級生の親の話(少女と共に学んだことの意義)などが伝えられる。

次に、少女の入学をめぐる両親と教育委員会との間で激しいやりとりが交わされたことが伝えられる。「歩けるようになったら受け入れる」という教育委員会に対して母親が訴える声が、機能訓練に励む少女の映像(計約10秒)とともに流れる。教育委員会委員長の話や中学校の入学式が行われたことなどが伝えられ、4月下旬に両親が提訴したことが伝えられる。

ここで話は一転して、新たな試みとして障害のある子どもを普通学校に受け入れている宮城県の例が2例提示され、共に学ぶことの教育的効果が、校長や障害児の親、同級生の声などによって紹介される。一方、同じ宮城県で、親の希望で普通小学校から特別支援学校に入学した生徒の例が、「ハンディキャップを負った子ども一人一人に合わせた柔軟な対応が必要」という母親の考えとともに紹介される。

話は少女の現在の状況に変わる。学習支援のために県立特別支援学校から講師が派遣されて自宅で英語の学習に励む姿や、小学校の同級生と久しぶりに談笑する姿、一家で縄跳びを楽しむ姿が流れる。そして、娘の当たり前の願いをかなえてあげられずにつらい思いをさせていると自分自身を責める父親の声が紹介される。

2009年6月26日、ついに奈良地方裁判所の決定が下り、裁判所は少女を地元普通中学校へ通わせるように命じた。そして念願かなって中学校へ入学する少女の喜びと緊張に満ちた初登校前夜と当日朝の様子が伝えられる。そして10月には体育祭にも参加した様子が、父親の撮影したビデオ映像によって伝えられ、「しっかり勉強して、みんなと一緒に高校へ行くことが夢です」と語る少女の映像で終了する。

<スタジオ映像>

スタジオで田丸キャスターと久保田アナウンサーとの会話が交わされる。少女の成長ぶりを喜びながらも、「周囲の手助けや工夫には限界があるので施設の方もバリアフリー化を進めて欲しい」との田丸キャスターのコメントで本コーナーは終了する。

3. 申立人の申立ての要旨

申立人らの申立ての要旨は、申立書等によると以下のように整理できる。

- (1) 無断でA、B、Cに帰属する映像や音声を使用し、名誉、財産権（特許技術）、著作権、肖像権、営業権を侵害した（以下「申立ての要旨（1）」という）。
- (2) 上記映像や音声の使用に際して、視聴者に申立人らの活動を曲解させるような悪意のある編集を行い、または、不法な説明を行った（以下「申立ての要旨（2）」という）。その具体的内容は以下のとおりである。

申立人らによる機能訓練は非常につらくて、少女は嫌な訓練を強いられているという図式で描かれている。

機能訓練の映像は特に少女の苦手なところだけを取り出して誇張的に利用されており、わざと嫌々感を視聴者に植え付けている。

番組中で用いられた「リハビリ」という言葉は「元の能力を回復させる」という意味であるが、Aのメソッドではそのような訓練は行っておらず、「リハビリ」という表現は申立人らの理念と実践を貶める。

字幕スーパーやナレーションで事実を歪曲し、そのほとんどが悪意的である。

4月11日の放送では申立人らの指導シーンが番組全体の大きな軸となっているのに、申立人らの行っている機能訓練を示すA、〇〇〇、生体機能法などの名称を用いていないし、11月7日の放送に際して被申立人は、申立人らの要望に応じず「機能訓練・A〇〇〇法」の表記とすれば足りるとの姿勢をとっており、これは申立人らの活動を曲解させる態度である。
- (3) 上記の行為により、申立人らの人格を貶め、苦痛を与え、活動を阻害した（以下「申立ての要旨（3）」という）。
- (4) 申立人らの抗議に対して善意を踏みにじる行為を繰り返した（以下「申立ての要旨（4）」という）。

以上のことから、被申立人に対し、以下の対応を求める。

不当な放送をしたことを反省し、それを書面で表すこと。

申立人らの要望を受け入れ、侵害した権利や被害を解消し、防止のための手段を講じて実行すること。

4. 被申立人の答弁の要旨

上記申立てに対する被申立人の答弁の要旨は、答弁書等によると以下のとおりである。

(1) 映像や音声の無断使用による名誉、財産権(特許技術)、著作権、肖像権、営業権の侵害(申立ての要旨(1))に対して

本件番組の目的は、普通小学校を卒業できた少女がなぜ普通中学校に入学することができないのかという問題提起であり、その中で、少女が機能訓練に励んできた過程と成果を肯定的に描いている。放送によって申立人らの名誉を毀損する意図など毛頭ない。また、申立人らの映像や音声は、放送に生かすことを前提に趣旨を十分説明した上で被申立人が少女の両親から許可を得て借り受けたホームビデオの中に含まれていたのであるが、それは少女の両親が、申立人らの許可を得て撮影したものである。少女の両親は、ビデオ映像を訓練以外の目的に使用することを禁じる旨を申立人側から聞かされておらず、ビデオに家族以外の映像が含まれていることについて、被申立人に対して特段の要望・指示はなかった。こうしたことから、申立人B氏C氏兩名を含む家族以外の人々の推定的承諾を得られると判断して、放送に際して特段の対処はしなかったが、必ずしも明らかな肖像権の侵害とは言えない。しかし、放送後に申立人らから抗議を受け、B氏C氏兩名の映像や音声を無断で使用したことについて配慮が足りなかったと考え、直ちに申立人側に謝罪した。

(2) 「悪意のある編集」および「不法な説明」(申立ての要旨(2))に対して

申立人らは、番組全体として「少女は非常につらくて嫌な訓練を強いられていることを強調するような編集を行っている」と主張しているが、訓練の痛みにも耐えながらも笑顔を浮かべる映像なども紹介しており、申立てにあるような事実はない。訓練の様子は少女の日常生活やハンディキャップとの闘いの過程を伝えるために使用しただけであって、苦手な訓練シーンだけを選んで放送したわけでもない。

ナレーションで、訓練時間が「2時間くらい」であるのを「1日最低2時間」としたことや、訓練に向かう少女の表情を「憂鬱そうだ」と説明したことを「事実の歪曲」「悪意的」と主張しているが、そのようなことはない。

「リハビリ」という言葉は、医療行為に限らず一般的に用いられているものであると考えるが、申立人側の不安を尊重して4月15日に謝罪し、以降、「機能訓練」という表現に改めて放送した。

当初の申立人らの抗議の内容は、「リハビリ」という言葉の使用と、映像や音声の無断使用の2点のみであったと被申立人は理解したが、無断使用については謝罪し、用語の点について申立人側の承諾を得て11月7日の放送では、訓練について「機

能訓練（A〇〇〇法）」という表記に改めた。

11月7日の放送後、申立人らから抗議の連絡もなく、翌年1月15日のファクシミリで、タイトルに「お礼」とあったほか、特に抗議もなかったことから、被申立人の謝罪と訂正に申立人側も満足したと理解した。

(3) 「申立人らの人格を貶め、苦痛を与え、活動を阻害した」(申立ての要旨(3))
に対して

本件放送は、申立人らの活動や人格を貶める内容にはなっていないし、放送を原因として申立人らの「活動を阻害した」との結果も生じていない。

(4) 「申立人らの抗議に対して善意を踏みにじる行為を繰り返した」(申立ての要旨(4))
に対して

4月11日の放送については、抗議の電話を受けた2日後には申立人側を訪問し、無断で訓練の映像を使用したことを謝罪し、訓練を「リハビリ」と表現した点については、少女について継続取材して放送するので、その際に訂正したい旨を伝えて、申立人側からも納得を得た。

11月7日の放送についても、事前に連絡を入れ、4月15日の話し合いの際に申立人側に伝えたように表記を変更すると伝えた。表記をめぐってはなかなか折り合いがつかなかったが、最終的には申立人側からの承諾を得た。

翌年1月15日のファクシミリによる文書で申立人側からなされた提案に対しては、2月17日に申立人側から電話があった際に明確に断ったし、その後報道センター長から文書でも同様の回答をした。申立人側に対しては真摯に対応している。

委員会の判断

委員会は本件放送の録画を視聴したうえで、申立人ら、被申立人から提出された申立書、答弁書、反論書、再答弁書、関連資料等を検討し、さらに両者へのヒアリングを経て、以下の判断に至った。

なお、申立書では、申立ての対象となる番組は4月11日の放送とされているが、申立書や反論書の記載内容から、11月7日の放送についても、申立ての対象とされていると理解されるので、この二つをあわせて審理の対象とした。

また、申立人らの財産権(特許技術)、営業権に関わる部分については、委員会の審理の対象とはならないので判断しない。

1. 申立ての要旨(1)について

(1) 申立人らに帰属する映像や音声を使用し、名誉、著作権、肖像権を侵害したとの申立てであるが、4月11日の放送、11月7日の放送のいずれについても、肖像権の点を除く申立人らの名誉、著作権に関わる部分は存在しない。すなわち、申立人らの社会的評価を低下させるような内容は存在しないから名誉毀損の問題は生じないし、ビデオ映像は申立人らの撮影によるものではないから映像に関する申立人らの著作権が問題となることはない。

肖像権侵害については、B氏、C氏の映像が番組中に使用されているので問題となりうるにはあるが、結論として肖像権を侵害したとは言えないと判断する。以下その理由について述べる。

(2) 4月11日の放送について

4月11日の放送では、B氏及びC氏の映像が番組中で使用されている。この映像は、番組で取り上げられた少女の両親が撮影したものであることに争いはない。

被申立人は、それを前提とし、申立人らの名誉を毀損するような意図がなかったこと、及び、映像を提供した少女の両親側から少女の家族以外のA関係の方々の映像に関して、特段の要望・指示がなかったことを理由に、B氏C氏両名の推定的な承諾が存在していると考え、別途承諾を得ることはなく、また、顔にモザイクをかける等の映像処理は行わなかったという。

しかし、肖像の使用の可否と、肖像の使用に際して肖像権者の名誉を毀損する意図があったかどうかは関わりのないことである。また、B氏C氏両名の肖像の権利者はビデオを撮影した少女の両親ではなくB氏C氏両名なのであるから、少女の両親から特段の要望・指示がなかったことによってB氏C氏両名の推定的な承諾があると被申立人が判断したのは、映像に関わる権利処理に細心の注意を払うことが求められる放送局の判断としてはいささか軽率であったと言わざるを得ない。

しかし、被申立人は、この放送を見た申立人側から4月13日に抗議の電話を受けたため、4月15日に担当ディレクター2名が申立人らを訪れ、事前の了解を得ることなくB氏C氏両名の映像を使用したことの非を認めて謝罪した。そして肖像の使用の点については、申立人側もこの謝罪を受け入れている。

以上から、肖像の無断使用問題については、少なくとも4月15日の時点において申立人側が被申立人の謝罪を受け入れたことにより、事後的に承諾を得たと認められるので、4月11日の放送について肖像権侵害を問題にする余地はない。

さらに、4月15日の上記のやり取り以降、11月7日の放送の後においても、申立人らから被申立人に対しては肖像の使用に関して異議申立てがなされることはなく、また、2010年1月15日に申立人側から被申立人担当ディレクター宛に

送付されたファクシミリの文面においても肖像権侵害に関わる異議申立てがなされていないことから、4月11日の放送におけるB氏C氏両名の映像の無断使用問題については、申立人側において事後的に承諾をしていたと認めるのが相当である。

(3) 11月7日の放送について

11月7日の放送においても、B氏及びC氏の映像が番組中で使用されており、この映像は少女の両親が撮影したものであることに争いはない。

この放送の前どの時点で被申立人側から申立人側に対して許諾の申し入れをなしたかについては争いがあるが、遅くとも11月5日には、担当ディレクターから申立人側に対し、少女の両親撮影の映像を使用することの許諾と、Aに関する字幕の表示の仕方について了解を得るためにファクシミリで連絡したことは争いがない。

そして、この連絡を受けて、B氏C氏両名は少女の両親が撮影したビデオ映像中に存在するB氏C氏両名の映像を被申立人が使用することについて、放送前に了解を与えていると認められる。したがって11月7日の放送がB氏C氏両名の肖像権を侵害したとは言えない。

すなわち、この放送前のやりとりにおける主たる問題点は、機能訓練の状況の映像を放送するにあたり、それに付する字幕を被申立人側の提案した「機能訓練(A〇〇〇法)」にするのか、申立人側が要望した「A・〇〇〇・生体機能法」にするのかという点であって、申立人側はB氏C氏両名の映像を放送することについては格別異議を述べていなかった。そして、申立人側も、最終的には放送前に「機能訓練(A〇〇〇法)」との字幕でB氏C氏両名の映像を放送することを了解した事実が認められる。以上から、11月7日の放送によってB氏C氏両名の肖像権が侵害されたとは言えない。

さらに、11月7日の放送の後も申立人側から被申立人側に対しては肖像権に関して異議申立てがなされることはなく、また、2010年1月15日に申立人側から被申立人担当ディレクター宛に送付されたファクシミリの文面においても、11月7日の放送に関し肖像権侵害に関わる異議申立てがなされていない。この点からも、11月7日の放送に関して、B氏C氏両名の映像の使用については、申立人側において事前に承諾をしていたとみるのが相当である。

2. 申立ての要旨(2)について

(1) 視聴者に申立人らの活動を曲解させるような悪意のある編集を行い、または、不法な説明を行ったとの申立人らの主張であるが、4月11日の放送、11月7日の放送のいずれについても、番組中で視聴者に申立人らの活動を曲解させるような悪意のある編集や、不法な説明があったとは認められない。以下その理由について

述べる。

- (2) 4月11日の放送、11月7日の放送のいずれにおいても、確かに訓練中の少女が「つらそう」な表情をしているところはあるし、少女が苦手な訓練を行っている部分もある。しかし、同時に、長い訓練の結果、少女が機能を回復または向上させたという積極的な成果があったとの事実も放送されており、必ずしも「嫌々感」を視聴者に植え付けたり、機能訓練についてAの立場を貶めている内容であったとは言えないと判断する。

また、「リハビリ」という用語について、番組中の取り上げ方において、格別「元の能力を回復させる」との限定的な意味で使用されたと認めることはできないし、また、申立人らの機能訓練法がそのような限定された意味での「リハビリ」を行っているとして一般視聴者に理解されるような表現をしていると認めることもできない。

字幕スーパーやナレーションに関しても、「事実を歪曲している」とか、「そのほとんどが悪意的である」とも言えない。

例えば、申立人らは、「1日最低2時間」との字幕スーパーについて、「最低2時間は誇張」であり「2時間位ではないか」とするが、この二つの表現を比較しても、前者の表現が格別事実を歪曲したり、悪意をもって用いられているとは言えない。同様に、ナレーションについても、「母の励ましに歯を食いしばり」「時には笑顔も」とのナレーションについて、申立人らは「被申立人のねらいは歯を食いしばる方である」のであって、ナレーション中の『時には...』と言う表現がそのことを明示している」とするが、そのような理解の仕方がありうるとしてもそれが唯一の解釈とは言えないし、このナレーションの表現が一般的に事実の歪曲であり悪意によるものであるとは到底言えない。

申立人らの要求どおりの表記をなさなかった事実についても、それをもって申立人らの活動を曲解させる態度であると断じることはできない。前記のとおり、申立人らが最終的に了解していることなので、申立人らの主張を容れることはできない。

- (3) 「普通小学校に通うことができた少女がなぜ普通中学校に通うことができないのか」という問題を提起し検証するという番組の企画意図については、社会的意義を有するものであると判断できる。番組中に格別その企画意図から外れて申立人らを貶めるような内容があったとは認められない。

また、被申立人は申立人らからの抗議を受けて、謝罪すべき点は謝罪し、その後に申立人らを取り上げるに際してはしかるべき対応をとっていると認められる。

申立人らの主張は、総じて、番組中の機能訓練の取り上げ方について、自らの立

場から、このように取り上げてもらいたい、このようにスーパーやナレーションを付してもらいたい、という自己の考えを前提に、それと異なった被申立人の番組内容について異論を述べるものである。そして、その相違をもって、番組内容が視聴者に対してAの活動を曲解させるように、被申立人において悪意のある編集を行い、または、不法な説明を行ったものと断じているように思われる。

しかし、本件においては、申立ての要旨(2) ~ に該当するような内容は存在しないから、被申立人が、申立人らの活動を視聴者に曲解させるような悪意のある編集を行い、または、不法な説明を行ったとは認められない。

3. 申立ての要旨(3)について

申立人らの人格を貶め、苦痛を与え、活動を阻害したとの主張である。

申立人らが苦痛を与えられたとの点は、申立人側の内心の問題であるからこれを委員会において直接に判断することは適当でない。この点については、番組内容についての評価によって判断するほかないが、上記第1項ないし第2項に記載したとおり、被申立人の放送内容については、申立ての要旨(1)及び(2)に記載される権利侵害または放送倫理違反に該当する部分は存しないと委員会は判断した。

また、ヒアリングにおいても、申立人らによれば、機能訓練の活動や少女および両親への批判等の声が寄せられ、ネット上での中傷誹謗をうけたとのことであったが、その内容を聞く限り、申立人らの活動について誤った理解が広がり、申立人らの活動に不都合が生じたとまでは認められない。

以上から、申立ての要旨(3)に関しても、被申立人においてこれに該当する行為があったとは認められない。

4. 申立ての要旨(4)について

(1) 申立人らのクレームに対して、被申立人が善意を踏みにじる行為を繰り返したとの主張である。

被申立人が、申立人らの行う機能訓練について番組中で取り上げることは、権利侵害や放送倫理違反に至らない限り、表現の自由ないし編集権の範囲内のことと認められる。

本件においては、本項(2)以下に述べるとおり、被申立人において申立人らの善意を踏みにじる行為を繰り返したとは認められない。

なお、一般視聴者とは比較し得ない大きな社会的存在である放送局の側において、使用する映像中の肖像権の処理や、素材として映された者の側の考え方に無関心であってよいということにはならない。放送局が、報道の自由を主張するのであれば、知る権利に基づいて負託された権利であるという責任の重大さを自覚し、番組の素

材となる側の立場やその主張にも事前に留意し、また、万一抗議を受けた際には迅速かつ誠実に対応をなすべきである。当然のことではあるが念のため付言しておく。

- (2) 4月11日の放送におけるB氏C氏両名の映像の使用に関して、肖像権との関係において、被申立人に軽率と評価せざるを得ない判断があったことは前に述べたとおりである。しかしこれについては、申立人らからの抗議を受けた被申立人は、直ちに担当ディレクターらが申立人側に赴いて謝罪をしているので、その点について格別不誠実であったとは言えない。

また、11月7日の放送に際しての事前の折衝によって、当該放送前に申立人らの了解があったことは双方に争いがないと判断されるから、被申立人の態度が格別不誠実であり、または、善意を踏みにじる行為であったとは認められない。

実際、この放送後、翌年の1月15日までは申立人らからは何らの抗議もなく、1月15日の申立人側から被申立人に送信されたファクシミリの内容から、4月11日の放送とその直後の被申立人の対応、11月7日の放送前のやりとりとそれを前提とした放送のいずれについても、申立人側においてこの時点までは強い不満を表明していた訳でないことが明らかなのであって、いずれの放送についても被申立人の対応が不誠実であり、または、申立人らの善意を踏みにじるものではなかったと判断できる。

申立人側から被申立人側に送信された上記書面の内容からすれば、被申立人としてはしかるべき対応を行なったと評することができる。

- (3) 申立人側は、1月15日にファクシミリで文書を送信し、およそ1か月が経過した2月17日に被申立人担当ディレクターに電話をした。その際に被申立人がその文書に記載された申立人側企画案の放送を断ったところ、申立人らが4月11日の放送、11月7日の放送について問題にするに至ったものである。

もとより、放送においてどのような企画を採用するかについては、局の編成権・編集権に属するところであり、申立人側が提案した企画案を採用するか否かは被申立人において決定すべき事項である。したがって、その判断が申立人らの要望に沿ったものでなかったとしても、それ以前に申立人らが被申立人に対して了解を与えていたという事実を覆す理由とはならない。

申立人側と被申立人との間の4月15日のやりとり、11月7日の放送前のやりとりにおいて、申立人らの提案する企画を実行する旨を具体的に被申立人が約束していたと認められるのであれば、被申立人においてもこれを尊重すべき立場にあったということになる。しかし、申立人側のヒアリングの結果によれば、いずれの機会にもそのような具体的な約束を被申立人がしたわけではないということであった。

そうすると、1月15日の申立人側の企画案を被申立人が採用しなかったことをもって、不誠実であるとか、申立人らの善意を踏みにじるものであったということはない。

- (4) ただ、被申立人において、少女の両親の提供した機能訓練の映像を、4月11日の放送、11月7日の放送いずれにおいても相当重点をおいて用いておきながら、その提供映像中に存在するB氏C氏両名の肖像に関わる権利処理に軽率なところがあったという点で、報道される側に対する配慮に欠けた部分があったと言わざるをえない。その点の配慮が十分なされていたのであれば、社会的意義のある本件番組の放送にあたり、申立人らから「不誠実である」とか、「善意を踏みにじる行為があった」などと非難される事態に至ることは避けられた可能性もあったと思われるのである。

結論

以上のような検討を経て、委員会は、本件放送内容については名誉、著作権、肖像権等の権利侵害はなく、また、放送倫理違反にあたる点も認められないと判断する。

審理経過

審理経過は下記のとおりである。

年 月 日	審 理 内 容 等
2010 . 3 . 25	申立人からの「申立書」(3月19日付け)を受理
4 . 9	被申立人からの「見解」と「放送同録DVD」を受理
5 . 18	第161回委員会 審理入りを決定
5 . 28	被申立人から「答弁書」を受理
6 . 7	申立人から「反論書」を受理
6 . 10	被申立人から「再答弁書」を受理
6 . 15	第162回委員会 審理
7 . 20	第163回委員会 ヒアリングおよび審理
8 . 4	起草委員会開催 「委員会決定」案を起草
8 . 17	第164回委員会 「委員会決定」案を審理
9 . 13	「委員会決定」案を持ち回り委員会です承
9 . 16	「委員会決定」を通知・公表

放送倫理・番組向上機構 [B P O]
放送と人権等権利に関する委員会 (放送人権委員会)

委員 長	堀野 紀
委員長代行	樺山 紘一
委員長代行	三宅 弘
委 員	大石 芳野
委 員	小山 剛
委 員	坂井 眞
委 員	武田 徹
委 員	田中 里沙
委 員	山田 健太